

# 福島市妊産婦健康診査実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、母子保健法第13条に基づき妊産婦の健康診査の徹底強化を図り、疾病または異常の早期発見と早期措置を図るとともに、安全な妊娠・出産を支援し母性の健康保持増進を期することを目的とする。

## (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、福島市（以下「市」という。）とする。

## (対象者)

第3条 健康診査を受診する日において市に住所を有し、「福島市妊産婦健康診査受診票」（以下「受診票」という。）の交付を受けた妊産婦とする。受診票の有効期限は、その者が対象者でなくなった日までとする。

## (妊産婦健康診査の委託)

第4条 健康診査は、施設健診とし、一般社団法人福島県医師会及び助産所並びに福島県外で健康診査を実施する医療機関等（以下「委託医療機関等」という。）に委託することができる。

2 健康診査を委託する場合、委託内容は、契約書で別に定める。ただし、福島県外で健康診査を実施する医療機関等を除く。

## (健康診査の種類及び実施時期等)

第5条 健康診査の種類及び実施時期、実施回数は次のとおりとする。

- 一 妊婦健康診査：「福島市妊産婦健康診査受診票」を交付された妊婦で、一人につき15回（妊娠前期1回、20週前後1回、妊娠後期1回、36週前後1回、前期・20週前後・後期・36週前後以外の健診12回）実施する。
- 二 精密健康診査：妊婦健康診査の結果、妊娠高血圧症候群等妊娠又は出産に直接支障を及ぼす疑いがあり、精密健康診査受診票を交付された妊婦で、一人につき1回とする。
- 三 産後2週間健康診査：「福島市妊産婦健康診査受診票」を交付された産婦で、一人につき1回実施する。
- 四 産後1ヶ月健康診査：「福島市妊産婦健康診査受診票」を交付された産婦で、一人につき1回実施する。

## (健康診査の実施内容)

第6条 健康診査の項目は、次のとおりとする。

- 一 妊婦一般健康診査
  - ア 問診及び診察・血圧体重測定・尿化学検査・胎児心音確認・保健指導
- 二 追加健診
  - ア 血液（血液型）検査（妊娠前期に1回）
  - イ 不規則抗体価検査（妊娠前期に1回）
  - ウ 血糖（グルコース）検査（妊娠前期及び妊娠後期に各1回）
  - エ 末梢血液（貧血）検査（妊娠前期、妊娠後期及び36週前後に各1回）
  - オ HBs抗原検査（B型肝炎）（妊娠前期に1回）
  - カ 梅毒血清反応検査（妊娠前期に1回）
  - キ 風しん抗体価検査（妊娠前期に1回）
  - ク 超音波検査（妊娠前期、20週前後、妊娠後期及び36週前後に各1回）
  - ケ HTLV-1抗体検査（ヒト白血病ウイルス-1型）（妊娠後期に1回）
  - コ HCV抗体価検査（妊娠前期に必要な応じて1回）
  - サ HIV抗体価検査（妊娠前期に必要な応じて1回）

- シ クラミジア検査（性器クラミジア） （妊娠後期に1回）
- ス B群溶血性連鎖球菌 （36週前後に1回）
- セ 子宮頸がん検診 （妊娠前期に必要な応じて1回）
- ソ エジンバラ産後うつ病質問票 （産後2週間及び1ヶ月に各1回行う。）

三 妊婦精密健康診査

妊婦健康診査の結果、妊娠高血圧症候群等妊娠又は出産に直接支障を及ぼす疑いのある妊娠を対象として、一・二に規定する以外の検査を行う。

四 産後2週間・1ヶ月健康診査

- ア 問診及び診察・血圧体重測定・尿化学検査・保健指導
- イ エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）

- 2 妊婦が多胎妊婦で15回の助成回数を超えて健康診査を受診した場合、第5条第1項の規定にかかわらず、健康診査の回数は同号に規定する健康診査の回数に5回を加えた回数を上限とし、その項目は、同号前項に定める妊婦一般健康診査とする。

（健康診査の実施方法）

第7条 受診票の交付を受けた対象者は、委託医療機関等に当該受診票を提出し、受診するものとする。

（健康診査の結果の報告）

第8条 健康診査を実施した委託医療機関等は、受診票に結果を記入し、市長に報告するものとする。

（助成額）

第9条 助成額の上限は、次のとおりとする。

一 妊婦一般健康診査

ア 妊娠前期

（ア）HCV抗体価検査、HIV抗体価検査及び子宮頸がん検診を実施しない場合

一人1回につき 19,640円

（イ）HCV抗体価検査を実施する場合

一人1回につき 20,690円

（ウ）HIV抗体価検査を実施する場合

一人1回につき 20,910円

（エ）子宮頸がん検診を実施する場合

一人1回につき 22,840円

（オ）HCV抗体価検査及びHIV抗体価検査を実施する場合

一人1回につき 21,960円

（カ）HCV抗体価検査及び子宮頸がん検診を実施する場合

一人1回につき 23,890円

（キ）HIV抗体価検査及び子宮頸がん検診を実施する場合

一人1回につき 24,110円

（ク）HCV抗体価検査、HIV抗体価検査及び子宮頸がん検診を実施する場合

一人1回につき 25,160円

イ 妊娠20週前後

一人1回につき 11,060円

ウ 妊娠後期

一人1回につき 20,040円

エ 36週前後の健診

一人1回につき 16,190円

オ 前期・20週前後・後期・36週前後以外の健診

一人1回につき 5,760円

二 妊婦精密健康診査

診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定する額から、医療保険各

法の規定による療養の給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額。

### 三 産後2週間・1ヶ月健康診査

一人1回につき 6,560円

- 2 妊婦が多胎妊婦で15回の助成回数を超えて健康診査を受診した場合、1回5,000円を上限とし、その項目は、第1号に定める妊婦一般健康診査とする。

(健康診査費の費用負担及び支払方法)

第10条 妊産婦の健康診査費用(以下「費用」という。)については、市が定める範囲において市が負担する。

- 2 市が負担する前項の費用の支払方法は、次のとおりとする。

(1) 委託契約に基づく支払については、受託者(「健康診査実施医療機関」をいう。以下同じ。)からの費用の請求審査を福島県国民健康保険連合会(以下「連合会」という。)に委託し、当該連合会が請求内容の適否を確認後、受託者に支払うものとする。ただし、受託者が県外の場合は、費用の請求内容を市が審査・確認し、支払うものとする。

(健康診査費の償還払い)

第11条 市が委託契約をしていない県外の医療機関または助産所等で妊産婦が健康診査を受け、その費用を妊産婦が負担した場合は、原則妊産婦本人からの費用助成申請に基づき、市が定める範囲において妊産婦本人の口座に償還払いを行う。ただし、妊産婦本人からの委任がある場合は、妊産婦本人以外が費用の助成申請または受領を行うことができるものとする。償還払いができる期間は申請する健診の最終受診日から半年以内とする。

- 2 償還払いによる費用助成申請者は「福島市妊産婦健康診査費用助成申請書」(様式第1号)に妊産婦健康診査結果通知書の原本(福島市保管用)、医療機関が発行する妊産婦健康診査費の領収書(領収印が押されているもの)及び明細書等の原本、母子健康手帳(多胎妊婦の場合は多胎妊娠であることが確認できるもの)の写し、その他市長が必要と認める書類を添付して市長に申請を行うものとする。ただし、海外で受診した健康診査費、医療保険を適用して受診した健康診査費、文書料・教材料・予防接種等の健康診査の費用ではないものは助成の対象としない。

なお、申請者が様式第1号の記載内容を訂正する場合は、訂正事項の上に二重線を引き、申請者の訂正印を押印し、その右側又は上部に正しい事項を記載する。申請者の本人確認については、窓口で行うものとし、マイナンバーカードや運転免許証、パスポート等官公庁が発行する写真付きの身分証明書の場合は1点での確認、健康保険者証や年金手帳等の場合は2点での確認とする。

- 3 市長は、申請内容の記載事項について不明な点があるときは、申請者又は様式第2号に記載した医師から、適宜意見等を聴取するものとする。
- 4 市長は、本条の規定による申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、助成の可否を決定する。
- 5 市長は、審査の結果、妊産婦健康診査に要した費用に対する助成を行うことを決定したときは、助成費決定通知書(以下、「通知書」という。)により助成する金額を申請者に通知する。なお、助成する金額がないときも、通知書によりそれを通知する。

(事後指導)

第12条 市長は、健康診査の結果、要指導者に対し保健指導等必要な措置を行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

## 附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

### 附則

平成14年10月1日一部改正  
平成16年4月1日一部改正  
平成17年1月11日一部改正  
平成18年4月1日一部改正  
平成19年4月1日一部改正  
平成20年4月1日一部改正  
平成22年4月1日一部改正  
平成23年4月1日一部改正  
平成24年4月1日一部改正  
平成25年4月1日一部改正  
平成26年4月1日一部改正  
平成27年4月1日一部改正  
平成29年4月1日一部改正  
平成30年4月1日一部改正  
令和3年2月1日一部改正  
令和3年4月1日一部改正  
令和4年4月1日一部改正  
令和5年4月1日一部改正  
令和6年4月1日一部改正

(様式第1号)

## 福島市妊産婦健康診査費用助成申請書

福島市長

No. \_\_\_\_\_

関係書類を添えて、下記のとおり妊産婦健康診査にかかる費用の助成を申請します。

申請日 令和 年 月 日

申請者 (妊産婦健診受診者)	フリガナ											生年月日			
	氏名											昭和	年	月	日
	住所	〒 960 - 福島市										平成			
		(現住所が異なる場合記入) ※福島市外の場合は、現住所を証明する住民票や免許証の写しが必要です。 〒 -													
電話番号						母子健康手帳番号									
申請する健診 (該当に○)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 産後2週間 産後1か月														
※多胎妊娠の方で妊婦健診が15回を超えた方は、多胎妊婦一人につき5回まで(1回5,000円上限)超過分の費用を助成します。 超過分1回目 2回目 3回目 4回目 5回目															
受診した都道府県名															
振込口座 (申請者口座)	金融機関名	金融機関コード										店番号			
		銀行 支店名 店 金庫 支店 組合 出張所													
普通預金口座番号 (左詰記入)												口座名義人 (カタカナ)			

### 【添付書類】

- ①妊産婦健康診査結果通知書(福島市保管用。色付きの用紙。) ※医療機関印など記入漏れがないこと
- ②領収書・明細書の原本提示 ※①と同日で、保険外で妊産婦健診を受けたとわかるもの。保険診療は対象外。
- ③母子健康手帳の写し ※申請する健診が記載されているページ(「妊娠中の経過」「産後の母体の経過」)
- ④振込先通帳の口座情報の写し
- ⑤申請者の本人確認ができるもの ※マイナンバーカード提示の場合は省略可能
  - ・1点で良いもの…運転免許証、パスポート等官公庁が発行する写真付きの身分証明書
  - ・2点必要なもの…健康保険者証、年金手帳等

### 【記載時の注意】

消えるペンや鉛筆、修正液や砂消し等は使用できません。

申請受付印

窓口担当者記入欄	本人確認手段 (該当に○)	マイナンバーカード・運転免許証・パスポート 健康保険証・年金手帳・その他( )		
入力事務記入欄	住所確認	GPRIME入力		

(R5年度～)

※市記入欄

受診年度

助成金額

令和5年度 R5. 4. 1～R6. 3. 31		令和6年度 R6. 4. 1～R7. 3. 31		決定金額	備考
回目	単価	回目	単価		
1	5,760	1	5,760		
2	25,160	2	25,160		
3	5,760	3	5,760		
4	11,060	4	11,060		
5	5,760	5	5,760		
6	5,760	6	5,760		
7	5,760	7	5,760		
8	20,040	8	20,040		
9	5,760	9	5,760		
10	5,760	10	5,760		
11	16,190	11	16,190		
12	5,760	12	5,760		
13	5,760	13	5,760		
14	5,760	14	5,760		
15	5,760	15	5,760		
産後 2週間	6,560	産後 2週間	6,560		
産後 1か月	6,560	産後 1か月	6,560		
多胎追加 1回目	5,000	多胎追加 1回目	5,000		
多胎追加 2回目	5,000	多胎追加 2回目	5,000		
多胎追加 3回目	5,000	多胎追加 3回目	5,000		
多胎追加 4回目	5,000	多胎追加 4回目	5,000		
多胎追加 5回目	5,000	多胎追加 5回目	5,000		
合計		合計		¥	

